

有料老人ホーム重要事項説明書

施設名	ホームステーションらいふ経堂
定員・室数	39人・39室

有料老人ホームの類型・表示事項

類 型	介護付（一般型）
サ付登録の有無	無
居住の権利形態	利用権方式
利用料の支払方式	月払い方式
入居時の要件	混合型（自立除く）
介護保険の利用	特定施設入居者生活介護（一般型）
居室区分	定員1人
介護に関わる職員体制	3:1以上

1 事業主体

名 称	法人等の種別		営利法人	
	フリカナ	カブシカイシャ		
	名 称	株式会社らいふ		
主たる事務所の所在地	〒	140-0002	東京都品川区東品川2-2-24	
連 絡 先	電 話 番 号	03-5769-7268		
	ファックス番号	03-5769-7269		
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.life-silver.com/			
代 表 者 職 氏 名	役職名	代表取締役社長	氏名	熊谷 敬
設 立 年 月 日	1995年11月9日			
主 な 事 業 等	介護サービス事業			

事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	5	らいふホームヘルプサービス	東京都品川区東品川2-2-24
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	16	ホームステーションらいふ蒲田	東京都大田区東矢口3-6-23
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時訪問介護・看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	なし		

居宅介護支援	5	らいふ指定居宅介護支援事業所	東京都品川区東品川2-2-24
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	10	ホームステーションらいふ成城西	東京都狛江市岩戸4-2-36
介護予防福祉用具貸与	なし		
介護予防特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

2 事業所概要

名 称	フリカゝナ ホームステーションライフキョウドウ ホームステーションらいふ経堂
所在地	〒 156-0053 東京都世田谷区桜1-31-5
連絡先	電話番号 03-5426-2278 ファックス番号 03-5426-2279
ホームページ	http://www.life-silver.com/
介護保険事業所番号	第1371209691号
管理者職氏名	役職名 管理者 氏名 黒沼 諒太
事業開始年月日	2011年7月1日
届出年月日	2011年5月19日
届出上の開設年月日	2011年7月1日
特定施設入居者生活介護	新規指定年月日(初回) 2011年7月1日
	指定の有効期間 2023年6月30日まで
介護予防 特定施設入居者生活介護	新規指定年月日(初回) 2011年7月1日
	指定の有効期間 2023年6月30日まで
事業所へのアクセス	小田急小田原線「経堂」駅より徒歩15分(距離1200m) 東急世田谷線「上町」より徒歩7分(距離560m)

施設・設備等の状況											
敷地	権利形態	-		抵当権	あり						
	面積	980.49 m ²									
建物	権利形態	賃貸借		抵当権	あり						
	延床面積	1568.64 m ²		うち有料老人ホーム分 1568.64 m ²							
	竣工日	2011年6月30日									
	階数			地上	4階	地下	0階				
				うち有料老人ホーム分 地上	4階	地下	0階				
	構造	耐火建築物		建築物用途区分		有料老人ホーム					
併設施設等	なし ()										
賃貸借契約の概要	建物	契約期間		2011年7月1日		～		2031年6月30日			
		自動更新		あり							
居室	階	定員	室数	面積							
	1階	1人	5	14.18 m ²		～		22.04 m ²			
	2階	1人	17	14.13 m ²		～		14.84 m ²			
	3階	1人	17	14.13 m ²		～		14.84 m ²			
				m ²		～		m ²			
				m ²		～		m ²			
一時介護室	階	定員	室数	面積							
				m ²		～		m ²			
				m ²		～		m ²			
便所	居室	全室設置		共同便所	3箇所 (男女共用)						
浴室	居室	設置なし		共同浴室	個浴：0 大浴槽：1 機械浴：1						
	併設施設との共用			なし ()							
食堂	兼用		なし ()								
	併設施設との共用			なし ()							
その他の共用施設	あり (機能訓練室(1階)、談話室(2,3階))										
エレベーター	あり 1基										
消防設備	自動火災報知設備		あり	火災通報装置		あり	スプリンクラー			あり	
緊急呼出装置	居室	あり		便所	あり		浴室	あり		脱衣室	あり

3 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態								
① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態								
職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数	兼務状況等
		専従	非専従	専従	非専従			
管理者(施設長)			1			1人	0.5	生活相談員兼務
生活相談員			2			2人	1.0	管理者・計画作成担当者兼務
看護職員：直接雇用	1			1		2人	2.2	
看護職員：派遣				1		1人		
介護職員：直接雇用	2			16		18人	14.1	
介護職員：派遣				4		4人		
機能訓練指導員				1		1人	0.1	
計画作成担当者			1			1人	0.5	生活相談員兼務
栄養士						0人		
調理員						0人		
事務員			1			1人	0.7	
その他従業者						0人		
② 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40時間		

③-1 介護職員の資格					
資格	延べ 人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
介護福祉士	2			6	
実務者研修					
介護職員初任者研修				3	
介護支援専門員				1	
たん吸引等研修（不特定）					
たん吸引等研修（特定）					
資格なし				6	

③-2 機能訓練指導員の資格					
資格	延べ 人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
理学療法士					
作業療法士					
言語聴覚士					
看護師又は准看護師					
柔道整復師					
あん摩マッサージ指圧師				1	
はり師又はきゅう師					

③-3 管理者（施設長）の資格 准看護師

④ 夜勤・宿直体制

配置職員数が最も少ない時間帯 19 時 30 分～ 7 時 30 分

上記時間帯の職員配置数 介護職員 2 人以上 看護職員 0 人以上

⑤ 特定施設入居者生活介護の従業者の人数等 ①と同じのため記入省略

職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数	兼務状況
		専従	非専従	専従	非専従			
生活相談員						0人		
看護職員						0人		
介護職員						0人		
機能訓練指導員						0人		
計画作成担当者						0人		

⑤-1 介護職員の資格 ③-1と同じのため記入省略

資格	延べ 人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
介護福祉士					
実務者研修					
介護職員初任者研修					
介護支援専門員					
たん吸引等研修（不特定）					
たん吸引等研修（特定）					
資格なし					

⑤-2 機能訓練指導員の資格		③-2 と同じのため記入省略			
資格	延べ 人数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
理学療法士					
作業療法士					
言語聴覚士					
看護師又は准看護師					
柔道整復師					
あん摩マッサージ指圧師					
はり師又はきゅう師					
⑤-3 看護職員及び介護職員 1人当たり（常勤換算）の利用者数					2.0 人

従業者の職種別・勤続年数別人数（本事業所における勤続年数）

勤続 年数	職種	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1年未満			1		2						
1年以上3年未満		1	1	1	5	1				1	
3年以上5年未満					6	1					
5年以上10年未満				1	3						
10年以上									1		
合計		1	2	2	16	2	0	0	1	1	0

4 サービスの内容

提供するサービス		
食事の提供サービス	あり（委託）	
食事介助サービス	あり	
入浴介助サービス	あり	
排せつ介助サービス	あり	
居室の清掃・洗濯サービス等家事援助サービス	あり	
相談対応サービス	あり	
健康管理サービス（定期的な健康診断実施）	あり	
服薬管理サービス	あり	
金銭管理サービス	なし	
定期的な安否確認の方法	・昼間 9時～17時 1時間毎に巡回 ・夜間 17時～9時 2時間毎に巡回 ・緊急時対応：ナースコール：24時間対応	
施設で対応できる医療的ケアの内容	施設の看護師による胃ろう、バルーン、ストマ、在宅酸素、インシュリン対応可	
医療機関との連携・協力		
協力医療機関(1)	名称	医療法人社団 寿恵会 経堂3丁目クリニック
	所在地	東京都世田谷区経堂3-20-22
	協力の内容	往診、健康診断、緊急対応 クリニックまでの距離：2km、徒歩20分
協力医療機関(2)	名称	
	所在地	
	協力の内容	
協力歯科医療機関	名称	医療法人社団 高輪会
	所在地	東京都港区高輪3-25-33 長田ビル4F
	協力の内容	歯科往診、口腔ケア クリニックまでの距離：14km、車で25分

介護保険加算サービス等	
個別機能訓練加算	なし
夜間看護体制加算	あり
看取り介護加算	あり
医療機関連携加算	あり
認知症専門ケア加算	なし
サービス提供体制強化加算	なし
介護職員処遇改善加算	あり(Ⅰ)
介護職員等特定処遇改善加算	あり(Ⅱ)
介護職員等ベースアップ等支援加算	あり
入居継続支援加算	なし
テクノロジーの導入(入居継続支援加算関係)	なし
生活機能向上連携加算	なし
若年性認知症入居者受入加算	なし
A D L維持等加算	なし
科学的介護推進体制加算	なし
口腔衛生管理体制加算	あり
口腔・栄養スクリーニング加算	あり(Ⅱ)
退院・退所時連携加算	あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施	なし
短期利用特定施設入居者生活介護の算定	不可
利用者の個別的な選択によるサービス提供	あり
運営懇談会の開催	あり (年 2 回予定)
入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置	
自費によるショートステイ事業	なし

入居に当たっての留意事項

入居の条件	年齢	概ね65歳以上
	要介護度	要支援、要介護
	医療的ケア	胃ろう、バルーン、ストマ、在宅酸素、インシュリン対応可
	認知症	対応可能
	その他	個別ケースについて相談可能
身元引受人等の条件、義務等	1. 当ホームの利用契約から生ずる、利用者のすべての債務の連帯保証 2. 利用契約終了時の利用者の身柄引取り 3. 介護サービス提供計画者(生活プラン)への同意 4. 利用者の治療、入院に関する手配の協力 5. 利用契約終了時に利用者が生存していない場合の、返還金等の返還先銀行口座の指定	
体験入居	利用期間	6泊7日まで
	利用料金	1泊 5,500円 (宿泊費・介護サービス料・食費込み)
	その他	介護保険は適用外になります。
入院時の契約の取扱い	入院による不在時の利用料(居室損料) 1日: 5,807円、103号室: 6,640円 居室損料 = (家賃相当額 133,800円 + 管理費 40,400円) ÷ 30日 103号室: (家賃相当額 158,800円 + 管理費 40,400円) ÷ 30日 ※但し退院時の病状、A D L状態によってはお戻りになれない場合がありますのでご承知置き下さい。	

<p>やむを得ず身体拘束を行う場合の手続</p>	<p>サービスの提供にあたり、利用者または他の入居者等の生命または身体を保護する為の緊急をやむを得ない場合のみ、確約した方法と時間帯においてのみ最小限度の身体拘束を行う。</p> <p>【緊急やむを得ない場合の判断基準】</p> <p>A、入居者（利用者）本人又は他の入居者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。</p> <p>B、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える看護・介護方法がない。</p> <p>C、身体拘束その他の行動制限が一時的である。</p> <p>【やむを得ず身体拘束を行う場合の手続】</p> <p>I 内容をご家族に説明の上、同意を頂く。必要書類「緊急をやむを得ない身体拘束に関する説明書」①A. B. Cを全て満たしている場合のみ、緊急やむを得ず、確約した方法と時間帯においてのみ最小限度の身体拘束を行う。②解除することを目標に検討することを約束する。③上記書類の解除予定日またはモニタリング・カンファレンスにおいて、状況の変化がみられ解除あるいは時間や拘束方法の変更が必要となった場合、書類を新たに作成し家族へ再度説明・同意を得る。</p> <p>II 日々の記録①「身体拘束の記録」 a. 拘束の必要な理由・期間・時間帯を明記 b. 1P 4日分 内容と時間帯を表に記入。拘束中の観察記録・一時解除の状況などを特記事項に記入。記入者はサイン又は捺印する。 c. 身体拘束委員による確認印 d. 身体拘束委員長による確認印・施設長による確認印②「介護・看護記録」</p> <p>III 会議・勉強会「身体拘束禁止委員会・高齢者虐待防止委員会」①対象者がいる場合は毎月行う。いない場合は2ヶ月に一度、委員会による話し合い、勉強会を設ける。②経過観察・再検討記録を記録する。</p>
<p>事業者からの契約解除</p>	<p>（事業者からの解約）</p> <p>1. 事業者は入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつそのことが本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本契約を解除することがあります。</p> <p>一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき。</p> <p>二 月額の利用料その他の支払いを2ヶ月以上遅延したとき。</p> <p>三 入居契約書第20条（禁止または制限される行為）の規定に違反したとき。</p> <p>四 入居者の行動が、他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき。</p> <p>五 入居者の健康状態が悪化し施設での生活を継続することは困難であり、医師（主治医等）が医療機関等での治療・療養が必要であると判断したとき。また、この指示を拒否したとき。</p> <p>2. 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は次の各号の手続きによって行います。</p> <p>一 契約解除の通告について90日の予告期間をおく。</p> <p>二 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける。</p> <p>三 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、入居者や身元引受人等その他関係者、関係機関と協議し、移転先の確保について協力する。</p> <p>3. 前項1の四によって契約を解除する場合には、事業者は前項に加えて次の各号の手続きを行います。</p> <p>一 医師の意見を聴く。</p> <p>二 一定の観察期間をおく。</p>

要介護時における居室の住み替えに関する事項

一時介護室への移動	なし
判断基準・手続	
利用料金の変更	
前払金の調整	
従前居室との仕様の変更	
その他の居室への移動	あり
判断基準・手続	入居者の身体状況により居室を変更する場合があります。 ①緊急をやむを得ない場合を除き、一定の観察期間を設けます。 ②事業所の指定する医師の意見を聴きます。 ③入居者の意見を確認し、同意を得ます。 ④入居者の身元引受人等の意見を聴き、同意を得ます。 ⑤変更先の場所の概要、介護の内容、費用負担等について入居者及び身元引受人等に説明を行います。
利用料金の変更	なし
前払金の調整	なし
従前居室との仕様の変更	あり※居室面積変更の可能性あり
提携ホーム等への転居	あり ご入居者のご希望による
判断基準・手続	ご入居者様のご希望により、らいふの他施設へ移る場合があります。
利用料金の変更	あり※移動先のホームによる
前払金の調整	あり※移動先の施設の前払金に差額がある場合100%支払う
従前居室との仕様の変更	あり※移動先のホームによる

苦情対応窓口

窓口の名称 1	ホームステーションらいふ経堂 苦情・相談窓口（施設長）
電話番号	03-5426-2278
対応時間	9:00 ～ 17:00 （ 年中無休 ）
窓口の名称 2	本社 施設事業部
電話番号	03-5769-7268
対応時間	9:00 ～ 17:00 （ 土日祝日を除く月～金曜 ）
窓口の名称 3	東京都国民健康保険団体連合会（苦情対応係）
電話番号	03-6238-0177
対応時間	9:00 ～ 17:00 （ 土日祝日を除く月～金曜 ）

賠償責任保険の加入 あり 保険の名称：三井住友海上火災保険株式会社

利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組	あり
東京都福祉サービス第三者評価の実施	なし 結果の公表 なし
その他機関による第三者評価の実施	なし 結果の公表 なし

5 入居者

介護度別・年齢別入居者数 平均年齢： 91.1 歳 入居者数合計： 32 人

年齢 \ 介護度	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
65歳未満								
65歳以上75歳未満					1			
75歳以上85歳未満					1		2	
85歳以上				3	6	6	7	6
合計	0	0	0	3	8	6	9	6

入居継続期間別入居者数

入居期間	6月未満	6月以上1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上	合計
入居者数	9	4	13	5	1	0	32

男女別入居者数 男性： 9 人 女性： 23 人

入居率（一時的に不在となっている者を含む。） 82 % （定員に対する入居者数）

直近1年間に退去した者の人数と理由			
理由	人数	理由	人数
自宅・家族同居	6	その他の福祉施設・高齢者住宅等へ転居	4
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）へ転居	3	医療機関への入院	10
介護老人保健施設へ転居		死亡	2
介護療養型医療施設へ転居		その他	
他の有料老人ホームへ転居	3	退去者数合計	28

6 利用料金

入居準備費用	なし	0円
明内細訳		
支払日・支払方法		
解約時の返還		
敷金	なし	
金額	円 ※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還する。	

家賃及びサービスの対価

プランの名称	前払金	月額利用料	(内訳)				
			家賃	管理費	介護費用	食費	光熱水費
標準	0円	270,840円	133,800	40,400	0	57,240	39,400
103号室	0円	295,840円	158,800	40,400	0	57,240	39,400
		0円					
		0円					
各料金の内訳・明細	前払金	月額単価（ 円）×想定居住期間（ 月） により算出 （月額単価の説明） （想定居住期間の説明）					
	家賃	建物賃貸借支払家賃より算定					
	管理費	事務・管理等に係る人件費、共用施設等の維持・管理、備品・消耗品費					
	介護費用	なし ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。					
	食費	朝食 708 円・昼食 708 円・夕食 709 円 間食 75 円 1日当たり 2,200 円 × 30日で積算 厨房管理運営費 円など （食事をキャンセルする場合の取扱いについて） 1日（朝食、昼食、夕食、おやつ）の喫食がない時のみ月額料金を返金します。 ※原則としてキャンセル申し出は前日までにお願い致します。					
光熱水費	当社実績値より算出 水道・電気・給湯・冷暖房等の使用料、居室にかかわる料金も含む。						
短期利用	1日当たり	円	利用料の算出方法				

前払金の取扱い	
支払日・支払方法	
償却開始日	
返還対象としない額	
	位置づけ
契約終了時の返還金の算定方式	
短期解約（死亡退去含む）の返還金の算定方式	期間：3か月 起算日：入居した日
返還期限	契約終了日から 日以内
保全措置	保全先：
その他留意事項	
月額利用料の取扱い	
支払日・支払方法	入居者宛てに費用項目の明細を付し毎月10日過ぎに請求書を発行する。利用者は20日までに翌月の利用料を支払う。支払い方法は原則、入居者名義の郵便預金口座からの引き落としとする。
その他留意事項	

(30日換算・自己負担1割の場合)

単位：円

介護度	介護報酬	自己負担額
要支援1	66,893	6,690
要支援2	113,043	11,305
要介護1	197,824	19,783
要介護2	221,444	22,145
要介護3	246,481	24,649
要介護4	269,371	26,938
要介護5	294,060	29,406

加算の種類	算定	備考
個別機能訓練加算	なし	
夜間看護体制加算	あり	要介護のみ
看取り介護加算	あり	対象者のみ
医療機関連携加算	あり	対象者のみ
認知症専門ケア加算	なし	
サービス提供体制強化加算	なし	
入居継続支援加算	なし	
生活機能向上連携加算	なし	
若年性認知症入居者受入加算	なし	対象者のみ
ADL維持等加算	なし	
科学的介護推進体制加算	なし	
口腔衛生管理体制加算	あり	
口腔・栄養スクリーニング加算	あり(Ⅱ)	対象者のみ
退院・退所時連携加算	あり	対象者のみ
介護職員処遇改善加算	あり(Ⅰ)	
介護職員等特定処遇改善加算	あり(Ⅱ)	
介護職員等ベースアップ等支援加算	あり	

利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料	一部有料（サービスごとの料金は一覧表のとおり）
料金改定の手続	
1、月額施設利用料については、当ホームの所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費、公共料金などを勘案し、事業の安定的継続の視点から、運営懇談会意見を聞いて、改定する場合があります。 2、介護保険給付費については、介護保険の介護給付基準が変更される場合、それに応じて変動します。	

【料金プランの一例】 最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

プランの名称	標準 / 103号室		
単位：円			
入居準備費用	敷金	前払金	月額利用料
0	0	0	270,840
※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。			

7 入居希望者等への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付	財務諸表の要旨	公開していない
管理規程	入居希望者に交付	財務諸表の原本	公開していない
事業収支計画書	公開していない	その他開示情報	なし

添付書類： 介護サービス等の一覧表
 東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目について説明を受け、理解しました。 <div style="text-align: right;"> _____ 年 月 日 </div> 署名 _____

説明年月日 <div style="text-align: center;"> _____ 年 月 日 </div> 説明者職・氏名 _____ 職 _____ 署名 _____
--

介護サービス等の一覧表（参考様式）

区分	（自 立）		（要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分）	
	追加料金が発生しない（前払金又は月額利用料を含む）サービスに○	その都度徴収するサービス（料金を表示）	追加料金が発生しないもの	その都度徴収するサービス（料金を表示）
サービス			特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額利用料を含むサービスに○	住宅型有料老人ホームにおいて外部の居宅サービス利用を原則とするサービスに▲
<介護サービス>				
巡回 日中			■入居者状況に応じる	
巡回 夜間			■入居者状況に応じる	
食事介助			■計画に基づき随時。必要に応じ介助	
排泄介助			■計画に基づき随時。必要に応じ介助	
おむつ交換			■計画に基づき随時。必要に応じ介助	
おむつ代			—	実費
入浴（一般浴）介助			■計画に基づき随時。必要に応じ介助	原則週3回以降は1回4,400円（介護上必要とみなした場合は無料）
清拭			■必要に応じ随時	
特浴介助			■身体的状況により週2回特浴介助	原則週3回以降は1回4,400円（介護上必要とみなした場合は無料）
身辺介助			■必要に応じ随時	
・体位交換			—	
・居室からの移動			■杖 歩行器で介助	
・衣類の着脱			■毎朝・夜および入浴時他、適宜	
・身だしなみ介助			■毎朝・夜および入浴時他、適宜	
機能訓練			■計画に基づき随時	
通院介助（協力医療機関）			■提携医療機関への通院付添い無料	
通院介助（上記以外）			—	提携医以外660円/10分
緊急時対応			■24時間対応	
オンコール対応			■入居者からのナースコール及び必要時	

区分	(自 立)		(要支援、要介護Ⅰ～Ⅴ区分)	
	追加料金が発生しない(前払金又は月額利用料を含む)サービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示)	追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額利用料を含むサービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示) 住宅型有料老人ホームにおいて外部の居宅サービス利用を原則とするサービスに▲
サービス				
<生活サービス>				
居室清掃			■原則:週1回	
リネン交換			■原則:週1回	通常の使用数量を超えた場合は実費
日常の洗濯			■原則:週2回、介護上必要な場合は必要回数	
居室配膳・下膳			■身体的状況により随時	
嗜好に応じた特別食			行事ごとのお祝い会で提供	通常食との差額
おやつ			食事料金に含む	
理美容			-	実費
買物代行(通常の利用区域)			■週1回	-
買物代行(上記以外の区域)			希望時	660円/10分 交通費実費
役所手続き代行			希望時	660円/10分 交通費実費
金銭管理サービス			-	
<健康管理サービス>				
定期健康診断			■年2回の情報提供	
健康相談			■都度	
生活指導・栄養指導			-	
服薬支援			■都度	
生活リズムの記録(排便・睡眠等)			■都度	
医師の訪問診療			原則月2回	実費
医師の往診			-	医療保険適用(実費)
<入退院時、入院中のサービス>				
移送サービス			-	660円/10分
入退院時の同行(協力医療機関)			-	660円/10分
入退院時の同行(上記以外)			-	660円/10分
入院中の洗濯物交換・買物			-	
入院中の見舞い訪問			-	
<その他サービス>			-	

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

指針項目		該当に○			備考
安定的・継続的な居住の確保のための項目					
1	有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵当権が設定されていないか。	○ 適合	・	不適合	
2	借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	○ 適合	・	不適合 ・ 非該当	
緊急時の安全確保のための項目					
3	有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されているか。	○ 適合	・	不適合	
4	耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	○ 適合	・	不適合	
5	各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	○ 適合	・	不適合	
6	【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施しているか。	○ 適合	・	不適合 ・ 非該当	
7	消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	○ 適合	・	不適合	
入居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目					
8	各居室は界壁により区分されているか。	○ 適合	・	不適合	
9	各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上であるか。	○ 適合	・	不適合	
10	すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親等以内の親族を対象)であるか。	○ 適合	・	不適合	
11	入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	○ 適合	・	不適合	
12	緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を作成することが決められているか。	○ 適合	・	不適合	
入居者の財産を保全するための項目					
13	前払金について、規定された保全措置を講じているか。	適合	・	不適合 ・ ○ 非該当	保全先：
14	前払金について、全額を返還対象としているか。(初期償却0の場合のみ「適」とする。)	適合	・	不適合 ・ ○ 非該当	初期償却率： %
15	入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。	適合	・	不適合 ・ ○ 非該当	

※ 開設日前にあつては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。
 ※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。